

# 間々田市民交流センター（館内施設）を利用される方へ

## 利用前に

- ① 間々田市民交流センター（以下「交流センター」）を初めて利用される場合は、事前の「利用者登録」が必要です。間々田市民交流センター利用団体登録申請書、団体の活動目的・内容についてわかる書類、会員の名簿等を交流センター窓口へ提出の上、「利用者登録」の手続きをお願いいたします。  
（登録および利用の可否については、提出された書類を審査の上、後日ご連絡します。）
- ② 施設の利用には事前の予約が必要です。事前に交流センター窓口で申請書を提出し、使用料をお支払いの上、許可書の発行を受けてください。（受付時間 月～金の8:30～17:15 ※土・日・祝日・年末年始は許可書の発行ができません）
- ③ 利用前・利用後は必ず、事務室（土日、祝日、夜間は管理人室）に声をおかけください。
- ④ 利用時間は準備・後片付けを含みます。時間厳守をお願いいたします。（鍵は15分前から貸出）  
【午前】9:00～12:30 【午後】13:00～17:00 【夜】18:00～21:30
- ⑤ 多目的ホール・運動実習室は土足厳禁ですので、必ず部屋の出入口で靴を履き替えてください。また、多目的ホール内のスリッパを履いたまま、廊下に出ないでください。
- ⑥ 館内は料理実習室等を除き、飲食禁止です。（熱中症予防のための水分補給等を除く）

## 利用後は

- ① 利用後は、使った備品を元に戻し、利用した部屋のテーブルや床などを清掃・整頓し、電気・エアコン・戸締りなどを確認した上で、交流センター事務室（土日、祝日、夜間は管理人室）に鍵の返却と「使用報告書」を提出の上、職員のチェックを受けてください。
- ② ゴミは分別の上、必ずお持ち帰りください。

## その他

- ① 間々田市民交流センターは、営利にかかわる利用、個人での利用はできません。また、申請した目的以外での利用や、利用する権利を他者に譲渡することはできません。活動内容確認のため、施設利用中に職員が部屋へ伺う場合があります。ご了承ください。
- ② 万一、施設や備品を破損した場合は、必ずお申し出ください。
- ③ 都合で予約をキャンセルする場合は、お早めにご連絡ください。（受付時間・月～金の8:30～17:15まで。祝日・年末年始は除く）なお、納付された使用料は返還いたしません。
- ④ ピアノや陶芸窯、プロジェクターや放送機器などの備品を使用したい場合は、事前の予約が必要です。当日になってのお申し出には応じかねます。（特に夜間や休日に使用する場合は）
- ⑤ 館内及び敷地内は全面禁煙です。喫煙はご遠慮ください。



小山市間々田市民交流センター  
（指定管理者 NPO法人コミュニティままだ）  
小山市大字間々田1960番地1  
電話・FAX 0285-38-6606

## 間々田市民交流センター屋外運動施設を利用される方へ

### 利用前に

- ① 間々田市民交流センター（以下「交流センター」）を初めて利用される場合は、事前の「利用者登録」が必要です。間々田市民交流センター利用団体登録申請書、団体の活動目的・内容についてわかる書類、会員の名簿等を交流センター窓口にて提出の上、「利用者登録」の手続きをお願いいたします。  
(登録および利用の可否については、提出された書類を審査の上、後日ご連絡します。)
- ② 施設の利用には予約が必要です。事前に間々田市民交流センター窓口(以下「交流センター」)で申請書を提出し、使用料をお支払いの上、許可書の発行を受けてください。(受付時間 月～金の8:30～17:15 ※土・日・祝日・年末年始は許可書の発行ができません)
- ③ 利用前・利用後は必ず、事務室（土日、祝日、夜間は管理人室）に声をおかけください。
- ④ 利用時間は準備・後片付けを含みます。時間厳守をお願いいたします。

### 貸出時間

- ①8:00～10:00 ②10:00～12:00 ③12:00～14:00 ④14:00～16:00 ⑤16:00～18:00  
夜間照明はありません。9月15日～3月31日の貸し出しは日没が早いため 16:00までの使用が望ましいです。

### ※貸出枠と回数、料金について

基本的に使用回数は1か月につき1団体4回までです。上記①～⑤の時間枠に区切って貸出していますが、1回の予約で複数枠の貸出もできます。複数枠を連続して使用する場合、時間枠の数に関わらず1日分の予約を1回としてカウントします。使用料金は使用する時間枠の数に応じてお支払いいただきます。また、グラウンドの使用に関しては使用面数により1枠の使用料が異なりますので、予めご確認ください。

### 利用後は

- ① 利用後は、必ず整地を行い、用具を元どおりに片付け、倉庫の鍵をかけた上で、事務室（土日、祝日、夜間は管理人室）まで鍵の返却と「利用報告書」の提出をした上で、職員のチェックを受けてください。
- ② ゴミは必ずお持ち帰りください。

### 前日や当日の雨などで施設が使いそうにない時は

- ① 前日や当日の悪天候で施設が使いそうにない時は、使用可能かどうかを、窓口でお問い合わせください。窓口にお越しになれない場合には、電話でお問い合わせください。(対応時間 8:30～17:15 まで) 当日のご連絡がない場合は、無断キャンセルとみなし、日時の変更や返金はいたしません。

また、施設を使うことによって、施設にダメージが生じる場合は使用することができません。

(例・昨夜から大雨で当日の朝、雨は上がったが、グラウンドが水を多く含んでいる状態等)

- ② 施設不良(悪天候)で使用できなかった分の、振替（日時の変更）は3ヶ月以内をお願いいたします。(ただし、間々田市民交流センター以外の体育施設に変更することはできません。)  
次回の申請時に許可書をお持ちいただき、施設不良で使用できなかった旨をお申し出ください。
- ③ 還付（返金）をご希望の場合も、3ヶ月以内をお願いいたします。

## その他

- ① 申請した目的以外での利用や、利用する権利を他者に譲渡することはできません。
- ② 万一、施設や備品を破損した場合は必ずお申し出ください。
- ③ 都合で予約をキャンセルする場合は、お早めにご連絡ください。ただし使用料は返還しません。(受付時間・月～金の 8:30～17:15 祝日・年末年始は除く) なお、当日のキャンセルは、施設不良(悪天候など)の場合に限り振替または返還します。
- ④ 放送機器などの備品を使用したい場合は、事前の予約が必要です。当日のお申し出には応じかねます。(特に休日に使用する場合)
- ⑤ 野球・ソフトボール・サッカー等のスパイクを履いたままで、館内へ立ち入ることはご遠慮ください。
- ⑥ 野球場は、硬式野球のご利用ができません。(フェンスの高さが十分でないため)
- ⑦ より多くの方にご利用いただくために、ご利用およびご予約は、団体に限らせていただいております。1ヶ月1団体につき4回まで、その内、土・日・祝日は2回までとします。ただし利用希望日の7日前時点で空きがある場合はご利用いただくことも可能です。空き状況はインターネットの「小山市公共施設予約システム」からご確認いただくか、窓口へお問い合わせください。この場合の予約の手続きは窓口で行います。インターネットでの手続きはできませんのでご注意ください。
- ⑧ 大会等で4回を超えての使用予約をご希望の場合は、大会の開催要項や理由書など、使用内容のわかる文書をご提出ください。内容によっては、規定以上(1ヶ月1団体につき4回まで。その内、土・日・祝日は2回まで)の貸出ができない場合もございますので、ご了承ください。
- ⑨ 敷地内は全面禁煙です。喫煙はご遠慮ください。

より多くの方に、気持ちよくご利用いただくために、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

支払期限までに支払いがない場合は、許可が取り消されますのでご注意ください

小山市間々田市民交流センター  
(指定管理者 NPO法人コミュニティままだ)  
小山市大字間々田 1960 番地 1  
電話・fax 0285-38-6606



## 間々田市民交流センター使用許可条件について

- 1 小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例、同施行規則等を遵守すること。
- 2 許可を受けた以外の施設や付属の備品等を使用しないこと。
- 3 使用中の施設及び備品等が損傷・滅失したときは、必ず届け出ること。
- 4 使用した施設及び備品等は、清掃（整頓）し元どおりに戻すこと。
- 5 使用する施設に収容する人員は定員を超えないこと。
- 6 定められた場所以外での飲食、火気の使用をしないこと。
- 7 間々田市民交流センターの敷地内において、許可を受けないで、展示や販売、商品やサービス等の説明や勧誘、寄付の募集、チラシの配布等の行為を行わないこと。
- 8 他人に危害を及ぼしたり、迷惑となったりする物品や動物・植物等を敷地内に持ち込まないこと。
- 9 使用によって生じたゴミは持ち帰ること。
- 10 許可なしに施設等を利用し、ポスター、看板、旗、懸垂幕の他、これらに類するものを掲げたり、貼ったり、もしくは文字等を書いたり、くぎを打ったりしないこと。
- 11 （駐車場には限りがあるため）多数の者が利用する場合は、できるだけ車は乗り合わせて来るように案内したり、他の駐車場を自ら借用したり、駐車場整理の係の者を自ら手配したりすること。他の車やバスの通行の妨げとなる場所に車を止めないこと。（周辺の道路含む）
- 12 その他、管理者の指示に従うこと。

### ※ 参考

#### 小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

第1条 市民の交流の促進、福祉の増進等に資するため、地方自治法第244条の2の規定に基づき、小山市市民交流センターを設置する。

第3条2 市長は、貸出施設等の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 交流センターの施設（付属施設を含む）又は備品等を汚損若しくは損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利のための物品販売を主たる目的とする催事を行うと認めるとき。
- (4) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用許可をすることが適当ではないと認めるとき。

支払期限までに支払いがない場合は、許可が取り消されますのでご注意ください